

## 竜王町事後審査型条件付一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、竜王町財務規則（昭和52年竜王町規則第13号。以下「財務規則」という。）および竜王町建設工事執行規則（平成17年竜王町規則第26号）に定めるもののほか、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る事後審査型条件付一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「事後審査型条件付一般競争入札」とは、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する方法の入札をいう。

### (対象)

第3条 事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の対象とする建設工事は、予定価格が2億円以上のものとする。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、事後審査型入札によらないことができるものとする。

### (参加資格)

第4条 事後審査型入札に参加できる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務規則第182条第3項に規定する名簿に登録されていること。
- (2) 竜王町建設工事請負業者格付および選定の基準（昭和45年竜王町訓令第3号）に規定する格付基準を満たしていること。
- (3) 建設工事の業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
- (4) 対象となる建設工事に必要な業種の資格を有し、かつ、同種の経験を有する技術者を配置できること。
- (5) 町の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 対象建設工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまで

の要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

2 町長は、前項各号に掲げるもののほか、発注する建設工事の内容に応じて、別に資格条件を設けることができる。

3 前項の資格条件は、町長が特に必要があると認めた場合は、竜王町建設工事契約審査会に諮り決定する。

（設計図書等の閲覧および交付）

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、公告により指定された期間中に町ホームページにおいて当該入札に係る仕様書、図面等を閲覧および取得できるものとする。ただし、これによらない場合は、町長が指定する場所において当該仕様書、図面等を閲覧し、または有料で受け取ることができる。

（公告および設計図書等に対する質問）

第6条 公告、仕様書、図面等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答を閲覧に供するものとする。

2 質問書の提出期間は、公告日の翌日から入札書受付開始日前5日（竜王町の休日を定める条例（平成元年竜王町条例第27号）第1条第1項に規定する休日を除く。）までとする。ただし、公告で特に指定した場合は、この限りでない。

3 質問書は、ファクシミリまたは電磁的記録の提出により行うものとする。

4 質問に対する回答書の閲覧は、質問書の提出期限日の翌々日から開始し、入札書受付締切日に終了するものとする。ただし、公告で特に指定した場合は、この限りでない。

5 質問書の提出場所および回答書の閲覧場所は、公告において明らかにするものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札書は、積算内訳書を添付し、公告に定める期限までに持参または郵便もしくは信書便（以下「持参または郵便等」という。）により提出するものとする。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 財務規則第184条の規定に該当する入札
- (2) 提出資料等に虚偽の記載をした者のした入札

(開札)

第9条 事後審査型入札においては、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者（以下「落札候補者」という。）から順位を決定し、当該者から順に競争参加資格の審査を行い、落札者を決定するものとする。

(競争参加資格確認申請書の提出および審査)

第10条 町長は、開札後に落札候補者から事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書（別記様式。以下「申請書」という。）および競争参加資格を確認するための資料（以下「資料」という。）の提出を求め、競争参加資格の審査を行うものとする。

- 2 前項に規定する落札候補者が同価により2人以上ある場合は、当該落札候補者全員に申請書および資料の提出を求め、審査を行うものとする。
- 3 申請書および資料の提出は、持参または郵便等によるものとする。
- 4 落札候補者が期限内に申請書および資料を提出しない場合は、当該落札候補者は失格とする。
- 5 落札候補者が競争参加資格を満たしていないときは不適格とし、次順位者の競争参加資格の審査を行うものとする。
- 6 落札候補者が競争参加資格を満たしているときは、当該者に対し、財務規則第198条第1項の規定による落札決定通知書を発行し、落札者として落札決定を行うものとする。
- 7 競争参加資格を満たしていないため不適格となった者については、不適格通知書を発行し、入札結果においてその旨および不適格となった理由を明記するものとする。
- 8 第2項に規定する審査の結果、落札候補者が2人以上ある場合には、令第167条の9の規定により、くじによって落札者を決定する。

(異議申立て)

第11条 入札参加者は、入札後において、規則、図面、仕様書、契約書等について不明を理由として異議申立てをすることはできない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成25年7月15日から施行する。

別記様式（第10条関係）

事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書

年　月　日

竜王町長

所 在 地

商号または名称

代表者氏名

印

年　月　日付けで入札公告のあった

に係る事後審査型条件付一般競争入札において落札候補者としての決定がありましたので、下記の書類を添えて申請します。なお、成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者でないことおよび添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

(添付資料)

- 1 建設業の許可の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し
- 3 工事の施工実績
- 4 配置予定技術者
- 5 配置予定技術者等の工事経歴
- 6 見積書（任意様式）
- 7 その他町長が必要とする書類

担当者	
電話	
FAX	

## 工事の施工実績

次の建設工事の入札に当たり、事後審査型条件付一般競争入札公告に示された条件に従い工事施工実績を届け出ます。

工事名	
入札参加資格要件による施工実績の条件(公告文を転記すること。)	

工事施工実績	工事名等	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日まで
	受注形態等	
	工事内容 ※入札参加資格要件に該当する施工実績を記載すること。	

- 1 工事の実績を証明するものとして、コリンズの登録または契約書および仕様書(工事名、契約金額、工期、工事内容、発注者および受注者が確認できるもの)の写しを添付すること。
- 2 コリンズの記載内容で同種工事の施工実績が不明瞭な場合については、仕様書等を添付すること。
- 3 公告で業者としての施工実績を問わない場合は、この様式の提出は不要とする。

## 配 置 予 定 技 術 者

次の建設工事の入札に当たり、事後審査型条件付一般競争入札公告に示された条件に従い工事現場に配置する予定の技術者を届け出ます。

工 事 名		
現 場 代 理 人	氏 名	
	資 格 (取得年月日／ 番号)	
監理(主任)技術者	配置技術者	監理技術者・主任技術者 (該当する技術者を○で囲むこと。)
	氏 名	
	資 格 (取得年月日／ 番号)	

- 1 配置予定技術者は、技術者資格登録証明書および公告で求める資料等の写しを添付すること。
- 2 公告日現在において、3箇月以上の直接的な雇用関係がある証明書の写しを添付すること。
- 3 公告での入札参加要件で求める配置予定技術者を記載するものとし、公告で求めていない配置予定技術者については記載を不要とする。

## 配置予定技術者等の工事経歴

建設工事の入札にあたり、事後審査型条件付一般競争入札公告に示された条件に従い配置予定技術者等の工事経歴を届け出ます。

配置予定技術者の従事役職 (該当役職に○をすること。)		現場代理人	監理技術者	主任技術者
氏 名				
技術者要件で必要とする資格 (取得年月日／番号)				
入札参加資格要件の施工実績の条件 (公告文を転記すること。)				
工事実績の内容	工 事 名 称			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額			
	工 期			
	受 注 形 態 等			
	従 事 役 職			
	工事内容 ※入札参加資格要件の施工実績を満たす工事であることが確認できる内容を記載すること。			
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名 称			
	発 注 機 関 名			
	工 期			
	従 事 役 職			
	本工事と重複する場合の 対応措置			
	コリンズ登録の有無	有 (コリンズ登録番号 : ) 無		

- 1 配置予定技術者の実績を証明するものとして、コリンズの登録または契約書および仕様書（工事名、契約金額、工期、工事内容、発注者および受注者が確認できるもの）の写しを添付すること。  
また、従事役職を証明するものとして、コリンズの登録または配置技術者届の写しなど、従事した役職が確認できる資料を添付すること。
- 2 従事役職毎にこの様式を作成すること。ただし、公告で実績を問わない従事役職（配置予定技術者）については、この様式の提出は不要とする。
- 3 公告で配置予定技術者に複数の実績を求めている場合は、実績毎にこの様式を作成すること。